

伊豆市 住宅用太陽光発電システム 設置費補助金のご案内



伊豆市



伊豆市住宅用太陽光発電システム設置費補助金について

伊豆市では、昨年同様、環境への負荷の小さいエネルギーの利用の促進を図るため、太陽光発電システムを設置する方に補助金の交付を行います。



補助対象者

補助金の対象になる方は、以下のすべての項目に該当する方です。

- 1 伊豆市に居住している方、又は伊豆市に居住する予定の方で、補助事業完了時に、伊豆市に住民登録があること。
- 2 既に居住している住宅に住宅用太陽光発電システム（以下「発電システム」という。）を初めて設置する方、又は新築する住宅に発電システムを設置しようとする方（未使用の発電システムが設置された新築の建売住宅を購入しようとする方を含みます。）
- 3 居住する世帯員が市町村税、上下水道使用料、保育料、授業料等を滞納していないこと。
- 4 過去にこの補助金の交付を受けていないこと。

補助対象機器

- 太陽光発電システム（出力10kw未満）
住宅の屋根等に設置し、太陽光を利用して発電する装置で、それにより発生した電気を電力会社へ供給できる状態にあるものを対象とします。

補助金額

- 設置する発電システムの最大出力の値に3万円を乗じて得た額。
※ただし、10万円を上限とする。

申請方法

太陽光発電システムの設置工事前に以下の書類をそろえて、市役所環境衛生課までご持参ください。

- 1 補助金交付申請書
- 2 発電システムの見積書及び内訳書の写し
- 3 発電システム等の形状、規格等を説明できる資料
- 4 世帯員全員の市町村税の納税証明書（申請年度の前年度の証明書。）
- 5 その他市長が必要と認める書類(必要に応じて提出をお願いすることがあります。)

補助金の交付決定

補助金の交付申請があった場合、市がその内容を審査し、適当であると認められた時は補助金等交付決定通知書を送付します。

※工事は、必ずこの通知が届いた後に着工してください。

完了報告

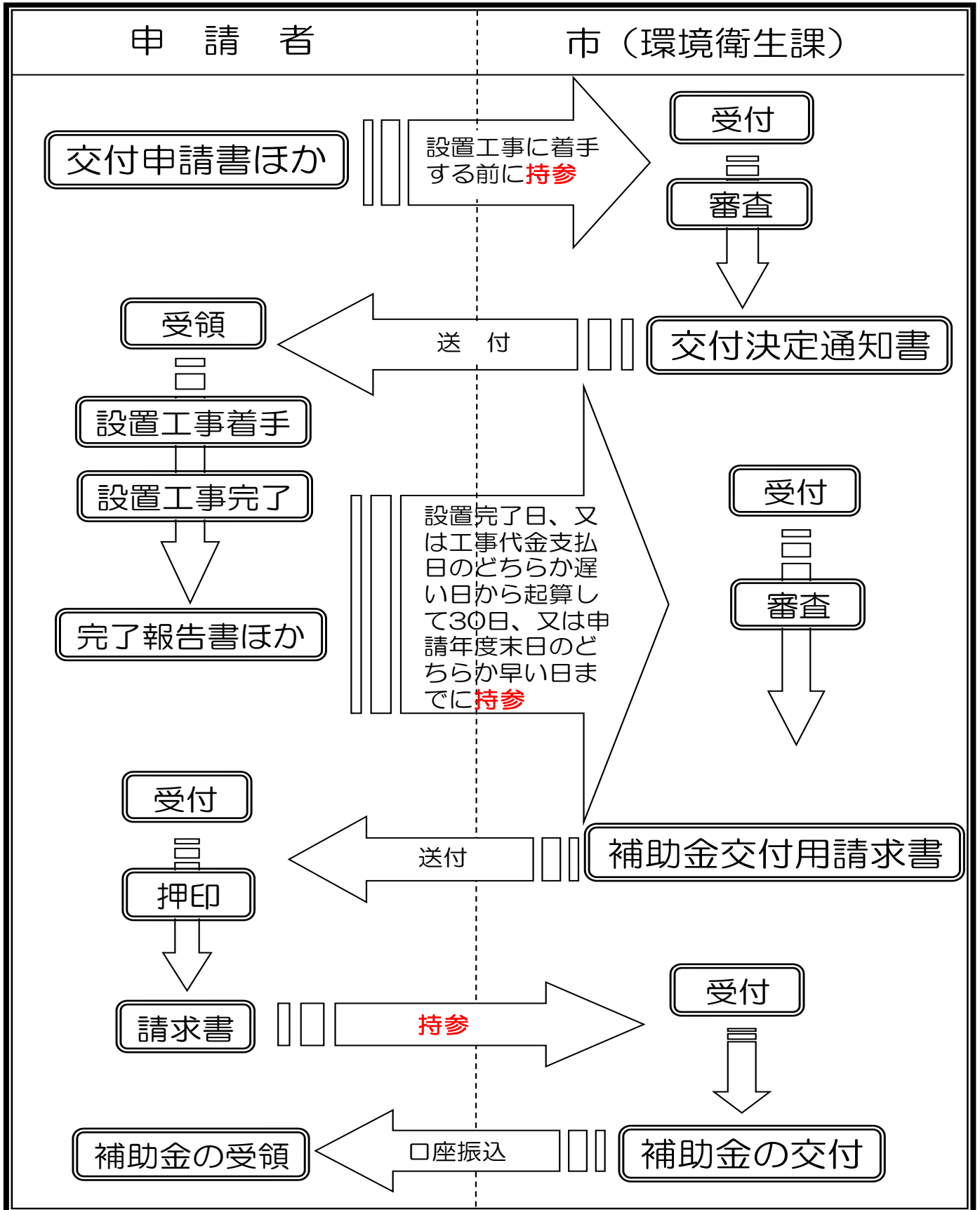
発電システムの設置が完了した日（系統連系完了日）、又は工事代金を支払った日のいずれか遅い日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに以下の書類をそろえて、市役所環境衛生課までご持参ください。

- 1 補助事業完了報告書
- 2 領収書及びその内訳書の写し
- 3 発電システムの設置完了前後の写真
- 4 電力会社への電力受給申込書の写し（電力会社の受付印のあるもの。）、
接続契約のご案内、系統連系完了のお知らせ
- 5 発電システムを設置した住宅への案内図
- 6 発電システムの配置図
- 7 世帯員全員分の住民票（続柄の記載があり、事業完了日以降に取得したもの。）
- 8 その他市長が必要と認める書類(必要に応じて提出をお願いすることがあります。)

補助金の請求

補助金の完了報告があった場合、市がその内容を審査し、適当であると認められた時は補助金交付用の請求書を送付しますので、請求書へ捺印して市役所環境衛生課へ提出してください。請求書が提出された後、市は補助金を交付します。

伊豆市住宅用太陽光発電システム設置費 補助金申請手続きの流れ



問い合わせ 〒410-2416
 伊豆市小立野38-2
 伊豆市役所 市民環境部 環境衛生課
 TEL 0558-72-9857 FAX 0558-72-6588